

茅ヶ崎市自動車破砕施設の竣工検査等に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、自動車解体業許可等事務処理要綱(平成29年4月1日施行)第12条及び第13条に定める自動車破砕施設の試運転及び竣工検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、法令等に定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 自動車破砕業に係る許可の申請をしようとする者をいう。
- (2) 自主検査 試運転期間中において、申請者が自ら行う施設の検査のことをいう。

(試運転計画書の提出)

第3条 申請者は、施設の試運転を行う1か月前までに、自動車破砕施設試運転計画書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、自動車破砕施設試運転計画書の提出があったときは、次に掲げる事項を審査し、支障がないと認めるときは試運転を承認する。

- (1) 試運転に供する解体自動車の排出先及び量
- (2) 試運転期間
- (3) 試運転期間中における自主検査の内容
- (4) 試運転時における運転・管理体制及び連絡体制

(試運転期間中の確認)

第4条 市長は、試運転期間中において、必要に応じて施設に立入検査する。

2 市長は、試運転により周辺的生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると判断したときは、直ちに試運転を停止させ必要な指導を行う。

(自主検査)

第5条 申請者は、試運転期間中、次に掲げる事項について自主検査を行う。

- (1) 施設の構成機器に係る仕様の確認
- (2) 施設に係る処理能力の確認
- (3) 施設に係る排水、騒音、振動、粉じん及び悪臭に係る状況の確認
- (4) 単体機器及び計装機器に係る動作及び校正記録の確認
- (5) その他必要と認めるもの

2 申請者は、自主検査の結果に基づき、自動車破砕施設自主検査報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(竣工検査申請書の審査)

第6条 申請者は、竣工検査を受けようとするときは、検査希望日の2週間前までに自動車破砕施設竣工検査申請書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には次の図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工後における施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 自動車破砕施設自主検査報告書
- (3) 運転管理の体制を記載した書類
- (4) その他必要と認める書類

3 市長は、自動車破砕施設竣工検査申請書及び前項に規定する図書の内容を確認したのち

申請内容に支障がないと認めるときは、申請者と検査日を調整する。

(竣工検査の実施)

第7条 市長は、施設の設置場所において、別紙竣工検査実施要領に基づき竣工検査を実施する。

2 前項の検査の結果、適切に竣工していると認めるときは、検査を完了するものとし、是正等が必要と認められるときには次条及び第9条の手続きによるものとする。

(検査の中止)

第8条 市長は、竣工検査において、次に掲げる場合は、検査の遂行が困難とし検査を中止することができる。

(1) 申請書どおりの能力があることが確認されない場合

(2) 主要な設備が申請の内容と大幅に異なっている場合

(3) 検査中における事故の発生その他検査の遂行が困難と認める場合

2 市長は、検査を中止した場合は、その旨及びその理由を申請者に通知するとともに、原因及び改善計画を記載した文書（以下「改善計画書等」という。）を提出するよう指導する。

(再検査等)

第9条 市長は、改善計画書等の提出があったときは、その内容を審査し、適切なものと判断したときは、再度竣工検査を実施する。

2 市長は、竣工検査を再度実施した時点でも、施設が申請どおり竣工していると認められないと判断したときは、それ以降の検査を中止し、竣工検査の申請の取下げ又は破砕業の許可の取下げをするよう指導する。ただし、改善の見込みがある場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙)

竣工検査実施要領

検査項目	検査内容
書面に係る審査	自主検査報告書の内容、施設の構成機器の仕様、施設の試運転記録を書面により再度確認する。 なお、併せて、申請書の正本、控えについて添付書類の整合を図るものとする。
施設の竣工状況に係る検査	目視、寸法測定、写真などにより、施設が申請書どおり竣工していることを確認する。 具体的には次の例によるものとする。 ① 目視・・・表示、施設全体の構成、門・柵・塀、舗装状況、側溝など ② 寸法測定・・・投入口、保管施設など ③ 写真・・・基礎工事など
施設の能力に係る検査	施設の能力が、申請書記載どおりであることを施設を稼働させることにより確認する。
作業員の能力に係る検査	標準作業書等に基づき、施設の稼働が適切に行えることを確認する。
環境保全対策に係る検査	施設に係る排水、騒音、振動、粉じん及び悪臭に係る状況を確認する。但し、別途計量法に基づく環境計量証明がなされている場合には、当該測定結果により確認しても差し支えないものとする。
その他必要と認める検査	従事者に対する周知・教育記録を確認する外、その他必要と認める事項を確認する。

(第1号様式) (第3条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長)

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者名)

自動車破碎施設試運転計画書

このことについて、申請に係る施設の試運転計画を提出します。

受理書交付日	年 月 日	
施設の種類	破碎・圧縮・せん断(その他)	
施設の設置場所		
試運転 期間	開始	年 月 日
	終了	年 月 日 (日間)
試運転に供する 解体自動車	種 類	台数又は重量
試運転期間中の 自主検査内容		
添付書類	1 試運転に係る工程表 2 試運転に係る運転・管理体制及び連絡体制 3 その他参考となる書類又は図面	

(第2号様式) (第5条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長)

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

報告者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者名)

自動車破碎施設自主検査報告書

このことについて、申請に係る施設の自主検査結果を報告します。

受理書交付日	年 月 日		
施設の種類	破碎・圧縮・せん断(その他)		
施設の設置場所			
検査結果	検査項目	検査結果	評価
	仕様の確認		適・否
	処理能力の確認		適・否
	環境保全対策の確認		適・否
	計装機器の校正確認		適・否
	管理体制の確認		適・否
添付書類	1 排水、騒音、振動、粉じん等に係る測定結果 2 その他参考となる書類又は図面		

(第3号様式) (第6条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長)

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者名)

自動車破碎施設竣工検査申請書

このことについて、標記に係る施設が完成したので、竣工検査の申請をします。

受理書交付日	年 月 日
施設の種類	破碎・圧縮・せん断(その他)
施設の設置場所	
工事期間	着工 年 月 日
	竣工 年 月 日
竣工検査希望日	年 月 日
添付書類	1 竣工後における施設の平面図、立面図、断面図及び構造図 2 自動車破碎施設自主検査報告書 3 運転管理の体制を記載した書類 4 その他必要と認める書類